

(参 考)

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(請 願)

陳情第2号

青森市庁舎管理規則に関する陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

平成22年1月上旬ころ、市が管理する公共施設元気プラザに同年1月28日講演予定のチラシの備え置きを依頼したが、チラシ記載の「資料代300円」の内訳を求められたのに対し、断ったため、備え置きされなかった。説明を求めた理由は、施設管理責任者によれば営利性の有無を判断するためということであった。

そもそも青森市庁舎管理規則を制定する趣旨は、一方では、庁舎における秩序維持及び災害の防止を図り、他方では、内容を事前に公表することで、庁舎施設管理の透明性を維持し、施設管理者の恣意的管理を防ぐことにある。

ところが、有料記載があれば「皆さんにそうしています」を金科玉条のごとく繰り返すのみで、営利性の有無を判断するためといいながら、営利性の有無の判断基準を一切示さなかった。これではどういう要件ならよくて何なら悪いのか非常にわかりにくく、利用者の予測可能性が立たない。そして、最も危惧するのは判断過程が不透明なため、恣意的判断が介入する危険性が否定できないことである。しかも、社会通念に照らせば、同規則の趣旨に抵触するか否かは容易に判断できるなどの理由から説明を断ったのである。

そこで、私は「資料代300円・要予約7名」を含むチラシの備え置きに関する施設管理責任者の措置に対して、国家賠償法第1条に基づき損害賠償請求訴訟を提起した。しかし、司法府へは「表現の自由」(日本国憲法第21条)・「法の適正手続き」(同法第31条)という憲法価値は届かず、損害賠償は認められなかった。

しかし、憲法が保障する「表現の自由」は民主主義を支える重要な人権であることに変わりはない。その際、マスメディアを利用する情報伝達手段を持たない国民にとって、チラシを配ったり、公共施設に備え置く等はみずからの意見表明、他者との意見交換、自己の思想形成のためには最も有効な手段である。

よって、行政府である市行政の透明性を高め、より一層の行政サービス向上を図るため、青森市庁舎管理規則に関して、陳情する。

(陳情事項)

「表現の自由」(日本国憲法第21条)・「法の適正手続き」(同法第31条)という憲法価値を尊重した庁舎施設管理を図り、施設利用者に予測可能性を与え、かつ施設管理者の恣意的判断の危険性を防ぐため、青森市庁舎管理規則に「不許可行為」を明記すること。

陳 情 者 青森市大字駒込字月見野 299 番地 219  
鳴井 勝敏

---

新青森駅周辺地区整備活性化推進に関する陳情（その 1）（不採択）

（陳情の趣旨）

平成 22 年 12 月に東北新幹線新青森駅が開業し、1 年以上が経過した。しかしながら、新青森駅周辺から国道 7 号青森西バイパス沿道は閑散とした殺風景な町並みであり、夜は暗く交通信号のみが特異に明るく目立つ状況にある。新幹線を利用し、青森市を訪れるビジネスマンや観光客から、この無味乾燥な町を嘆く声が聞こえている。この現状は青森市民の目で見ても全く異常としか言いようがない。

このことは、東奥日報明鏡欄にも活性化の必要性が取り上げられるように、整備の必要性は市民の声として明確に裏づけられている。さらに現在、三内地域で行われている、市民協働による特色あるまちづくり計画策定の中で、中学生のアンケート結果や地域のまちづくり計画に定める取り組み方針でも新青森駅周辺のにぎわいと活力ある整備の推進が提起されていると伝え聞いている。

市民の誇りとしてあるべき新青森駅周辺をこのまま放置することはできない。

私たち、新青森駅周辺地場産市場整備推進協議会は、青森市民・青森県民の雇用拡大を目指した産業振興支援のための地場産品販売のための市場づくりの実現、すなわち青森県の基幹産業である農林水産品等の総合販売店舗など地域活性化を目標とした市場整備の実現を目指しており、地産地消による地場産業の振興を目的とした事業者団体である。

その目的実現の取り組みとして、新青森駅周辺地区である（仮称）石江第 2 地区（国道 7 号青森西バイパスより北側、臨港道路 1 号線西側、新城川より南の三角状の約 21 ヘクタール）の一部の土地において、地場産市場の整備を計画している。

この地場産市場の整備実現には、施設の建築を計画している（仮称）石江第 2 地区を、建築を可能とする都市計画の変更と都市基盤整備（土地区画整理事業）が必要である。

平成 23 年 8 月に変更された、青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（青森都市計画区域マスタープラン）において、市街化調整区域であっても産業振興を目的とした計画的、かつ秩序ある市街地整備は適正な位置と内容であれば、容認されるものとなっている。区画整理地区に囲まれた（仮称）石江第 2 地区は、新青森駅周辺市街地として適正な立地条件にある地区である。

当協議会では、平成 24 年 1 ～ 2 月に都市計画の変更や土地区画整理事業の施行について地権者意向調査を実施した。その結果、都市計画の変更と土地区画整理事業の実施に大多数の賛同を得たことを確認した。

この（仮称）石江第 2 地区は無秩序に開発するものではなく、都市計画の手続を経て土地区画整理事業により計画的に市街地を整備しようとするものである。新幹線本体や新青森駅前の整備のため投入された市民の税金を考えれば、新青森駅周辺地域は「市民の誇り」として思われるよう当然活性化され、にぎわいを創出しなければならない地域である。

この計画は、新青森駅開業の経済効果を具体的、かつ最大限に発現するプロジェクトとして、地場産品の生産拡大、加工業の拡大、地場産品流通業の拡大等産業全般にわたる雇用拡大のための効果的事業であり、さらに、土地区画整理事業は土木・建築の建設需要を創出する最も効果的な手法である。

一日も早く、都市計画の変更と土地区画整理事業の施行により、青森市民及び当協議会が目指す産業振興支援施設整備を実現しなければならない。

以上のことから、下記事項を陳情する。

(陳情事項)

新青森駅周辺地区を「市民の誇り」として思える、にぎわいと活力ある市街地を形成するため、(仮称)石江第2地区において、土地区画整理事業を進めるよう支援すること。

陳 情 者 青森市大字駒込字蛭沢 59 - 95  
新青森駅周辺地場産市場整備推進協議会  
会長 工藤 真義

陳情第6号

新青森駅周辺地区整備活性化推進に関する陳情(その2)(不採択)

(陳情の趣旨)

平成22年12月に東北新幹線新青森駅が開業し、1年以上が経過した。しかしながら、新青森駅周辺から国道7号青森西バイパス沿道は閑散とした殺風景な町並みであり、夜は暗く交通信号のみが特異に明るく目立つ状況にある。新幹線を利用し、青森市を訪れるビジネスマンや観光客から、この無味乾燥な町を嘆く声が聞こえている。この現状は青森市民の目で見ても全く異常としか言いようがない。

このことは、東奥日報明鏡欄にも活性化の必要性が取り上げられるように、整備の必要性は市民の声として明確に裏づけられている。さらに現在、三内地域で行われている、市民協働による特色あるまちづくり計画策定の中で、中学生のアンケート結果や地域のまちづくり計画に定める取り組み方針でも新青森駅周辺のにぎわいと活力ある整備の推進が提起されていると伝え聞いている。

市民の誇りとしてあるべき新青森駅周辺をこのまま放置することはできない。

私たち、新青森駅周辺地場産市場整備推進協議会は、青森市民・青森県民の雇用拡大を目指した産業振興支援のための地場産品販売のための市場づくりの実現、すなわち青森県の基幹産業である農林水産品等の総合販売店舗など地域活性化を目標とした市場整備の実現を目指しており、地産地消による地場産業の振興を目的とした事業者団体である。

その目的実現の取り組みとして、新青森駅周辺地区である(仮称)石江第2地区(国道7号青森西バイパスより北側、臨港道路1号線西側、新城川より南の三角状の約21ヘクタール)の一部の土地において、地場産市場の整備を計画している。

この地場産市場の整備実現には、施設の建築を計画している(仮称)石江第2地区を、建築を可能とする都市計画の変更と都市基盤整備(土地区画整理事業)が必要である。

平成23年8月に変更された、青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(青森都市計画区域マスタープラン)において、市街化調整区域であっても産業振興を目的とした計画的、かつ秩序ある市街地整備は適正な位置と内容であれば、容認されるものとなっている。区画整理地区に囲まれた(仮称)石江第2地区は、新青森駅周辺市街地として適正な立地条件にある地区である。

当協議会では、平成24年1~2月に都市計画の変更や土地区画整理事業の施行について地権者意向調査を実施した。その結果、都市計画の変更と土地区画整理事業の実施に大多数の賛同を得たことを

確認した。

この（仮称）石江第2地区は無秩序に開発するものではなく、都市計画の手続を経て土地区画整理事業により計画的に市街地を整備しようとするものである。新幹線本体や新青森駅前の整備のため投入された市民の税金を考えれば、新青森駅周辺地域は「市民の誇り」として思われるよう当然活性化され、にぎわいを創出しなければならない地域である。

この計画は、新青森駅開業の経済効果を具体的、かつ最大限に発現するプロジェクトとして、地場産品の生産拡大、加工業の拡大、地場産品流通業の拡大等産業全般にわたる雇用拡大のための効果的事業であり、さらに、土地区画整理事業は土木・建築の建設需要を創出する最も効果的な手法である。

一日も早く、都市計画の変更と土地区画整理事業の施行により、青森市民及び当協議会が目指す産業振興支援施設整備を実現しなければならない。

以上のことから、下記事項を陳情する。

（陳情事項）

（仮称）石江第2地区において、産業振興支援を目的とした土地区画整理事業実現のための都市計画変更調査と手続を早急に進めること。

陳 情 者 青森市大字駒込字蛸沢 59 - 95

新青森駅周辺地場産市場整備推進協議会

会長 工藤 真義

---

陳情第7号

新青森駅周辺地区整備活性化推進に関する陳情（その3）（不採択）

（陳情の趣旨）

平成22年12月に東北新幹線新青森駅が開業し、1年以上が経過した。しかしながら、新青森駅周辺から国道7号青森西バイパス沿道は閑散とした殺風景な町並みであり、夜は暗く交通信号のみが特異に明るく目立つ状況にある。新幹線を利用し、青森市を訪れるビジネスマンや観光客から、この無味乾燥な町を嘆く声が聞こえている。この現状は青森市民の目で見ても全く異常としか言いようがない。

このことは、東奥日報明鏡欄にも活性化の必要性が取り上げられるように、整備の必要性は市民の声として明確に裏づけられている。さらに現在、三内地域で行われている、市民協働による特色あるまちづくり計画策定の中で、中学生のアンケート結果や地域のまちづくり計画に定める取り組み方針でも新青森駅周辺のにぎわいと活力ある整備の推進が提起されていると伝え聞いている。

市民の誇りとしてあるべき新青森駅周辺をこのまま放置することはできない。

私たち、新青森駅周辺地場産市場整備推進協議会は、青森市民・青森県民の雇用拡大を目指した産業振興支援のための地場産品販売のための市場づくりの実現、すなわち青森県の基幹産業である農林水産品等の総合販売店舗など地域活性化を目標とした市場整備の実現を目指しており、地産地消による地場産業の振興を目的とした事業者団体である。

その目的実現の取り組みとして、新青森駅周辺地区である（仮称）石江第2地区（国道7号青森西

バイパスより北側、臨港道路1号線西側、新城川より南の三角状の約21ヘクタール)の一部の土地において、地場産市場の整備を計画している。

この地場産市場の整備実現には、施設の建築を計画している(仮称)石江第2地区を、建築を可能とする都市計画の変更と都市基盤整備(土地区画整理事業)が必要である。

平成23年8月に変更された、青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(青森都市計画区域マスタープラン)において、市街化調整区域であっても産業振興を目的とした計画的、かつ秩序ある市街地整備は適正な位置と内容であれば、容認されるものとなっている。区画整理地区に囲まれた(仮称)石江第2地区は、新青森駅周辺市街地として適正な立地条件にある地区である。

当協議会では、平成24年1～2月に都市計画の変更や土地区画整理事業の施行について地権者意向調査を実施した。その結果、都市計画の変更と土地区画整理事業の実施に大多数の賛同を得たことを確認した。

この(仮称)石江第2地区は無秩序に開発するものではなく、都市計画の手続を経て土地区画整理事業により計画的に市街地を整備しようとするものである。新幹線本体や新青森駅前の整備のため投入された市民の税金を考えれば、新青森駅周辺地域は「市民の誇り」として思われるよう当然活性化され、にぎわいを創出しなければならない地域である。

この計画は、新青森駅開業の経済効果を具体的、かつ最大限に発現するプロジェクトとして、地場産品の生産拡大、加工業の拡大、地場産品流通業の拡大等産業全般にわたる雇用拡大のための効果的事業であり、さらに、土地区画整理事業は土木・建築の建設需要を創出する最も効果的な手法である。

一日も早く、都市計画の変更と土地区画整理事業の施行により、青森市民及び当協議会が目指す産業振興支援施設整備を実現しなければならない。

以上のことから、下記事項を陳情する。

#### (陳情事項)

青森県の農林水産業等地方産業振興のため、新青森駅周辺の(仮称)石江第2地区に地場産市場の建設を支援すること。

陳 情 者 青森市大字駒込字蛭沢 59 - 95  
新青森駅周辺地場産市場整備推進協議会  
会長 工藤 真義